

放射能測定結果報告書

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿
埼玉県本庄市児玉町児玉2256



株式会社ナック 研究部
本社・水戸研究所 技術部
〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地
技術管理者 田仲 睦



令和3年3月3日 ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名※	(株)ナック クリクラ仙台ブランド 製品水				
採取場所※	-				
採取日時※	令和3年3月1日 16時09分				
採取者※	-				
測定日時	令和3年3月3日 10時20分				
測定項目	測定結果	検出下限値	基準値	単位	
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.8	-	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-134	検出されず	<0.8	10	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	<0.7		Bq/kg
減衰補正基準日時:減衰補正無し					
測定条件					
・測定機器: ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-D					
・測定者: 鈴木 潤					
・試料容器: 2 Lマリネリ容器					
・試料質量: 2000 g					
・測定時間: 1200秒					
・測定方法からの逸脱:無し					
基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」 (平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)					
試験方法 (I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル (平成14年3月 厚生労働省) 第2章 食品中の放射能の各種分析法 2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法 (Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法 (平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)					
備考					
※:記載事項はご依頼者の提供によるものです。					

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2020.11.26

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

この放射能測定結果報告書は、ISO/IEC17025に基づき、日本適合性認定協会(JAB)に認定された試験所が発行したものです。

放射能測定結果報告書

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿
埼玉県本庄市児玉町児玉2256



株式会社ナック 化研
本社・水戸研究所 技術部
〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地
技術管理者 田仲 睦



令和3年3月2日 ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名※	(株)ナック クリクラ千葉プラント 製品水
採取場所※	-
採取日時※	令和3年3月1日 13時21分
採取者※	-

測定日時	令和3年3月2日 11時07分
------	-----------------

測 定 項 目		測 定 結 果	検出下限値	基 準 値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.7	－	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-134	検出されず	<0.8	10	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	<0.8		Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

- ・測定機器: ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-C
- ・測定者: 鈴木 潤
- ・試料容器: 2 Lマリネリ容器
- ・試料質量: 2000 g
- ・測定時間: 1200秒
- ・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」
(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法 (I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル
(平成14年3月 厚生労働省)
第2章 食品中の放射能の各種分析法
2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法
(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法
(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

※:記載事項はご依頼者の提供によるものです。

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2020.11.26

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複製して用いることは、禁止されています。

この放射能測定結果報告書は、ISO/IEC17025に基づき、日本適合性認定協会(JAB)に認定された試験所が発行したものです。

放射能測定結果報告書

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿
埼玉県本庄市児玉町児玉2256



株式会社ナック 研究開発部
本社・水戸研究所 技術部
〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地
技術管理者 田仲 睦



令和3年3月10日 ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名※	(株)ナック クリクラ町田工場 製品水
採取場所※	—
採取日時※	令和3年3月8日 9時21分
採取者※	—

測定日時	令和3年3月10日 11時22分
------	------------------

測 定 項 目		測 定 結 果	検出下限値	基 準 値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.7	-	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-134	検出されず	<0.9	10	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	<1.0		Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

- ・測定機器: ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-D
- ・測定者: 鈴木 潤
- ・試料容器: 2 Lマリネリ容器
- ・試料質量: 2000 g
- ・測定時間: 1200秒
- ・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法 (I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

※:記載事項はご依頼者の提供によるものです。

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2020.11.26

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

この放射能測定結果報告書は、ISO/IEC17025に基づき、日本適合性認定協会(JAB)に認定された試験所が発行したものです。

放射能測定結果報告書

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿
埼玉県本庄市児玉町児玉2256



株式会社ナック 研究
本社・水戸研究所 技術部
〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地
技術管理者 田仲 睦



令和3年3月4日 ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名※	(株)ナック クリクラ本庄工場 製品水
採取場所※	-
採取日時※	令和3年3月2日 10時14分
採取者※	-

測定日時	令和3年3月4日 10時35分
------	-----------------

測定項目	測定結果	検出下限値	基準値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.8	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-134	検出されず	<0.7	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	<0.7	Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

- ・測定機器: ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-D
- ・測定者: 鈴木 潤
- ・試料容器: 2 Lマリネリ容器
- ・試料質量: 2000 g
- ・測定時間: 1200秒
- ・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」
(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法 (I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル
(平成14年3月 厚生労働省)
第2章 食品中の放射能の各種分析法
2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法
(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法
(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

※:記載事項はご依頼者の提供によるものです。

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2020.11.26

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

この放射能測定結果報告書は、ISO/IEC17025に基づき、日本適合性認定協会(JAB)に認定された試験所が発行したものです。

放射能測定結果報告書

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿
埼玉県本庄市児玉町児玉2256



株式会社ナック 研究
本社・水戸研究所 技術部
〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地
技術管理者 田仲 睦



令和3年3月2日 ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名※	(株)ナック クリクラ和光プラント 製品水
採取場所※	-
採取日時※	令和3年3月1日 11時48分
採取者※	-

測定日時	令和3年3月2日 13時10分
------	-----------------

測定項目		測定結果	検出下限値	基準値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.8	-	Bq/kg
	Cs-134	検出されず	<0.6	10	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	<0.8		Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

- ・測定機器: ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-D
- ・測定者: 鈴木 潤
- ・試料容器: 2 Lマリネリ容器
- ・試料質量: 2000 g
- ・測定時間: 1200秒
- ・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」
(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法 (I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル
(平成14年3月 厚生労働省)
第2章 食品中の放射能の各種分析法
2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法
(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法
(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

※:記載事項はご依頼者の提供によるものです。

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2020.11.26

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

この放射能測定結果報告書は、ISO/IEC17025に基づき、日本適合性認定協会(JAB)に認定された試験所が発行したものです。

放射能測定結果報告書

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿
埼玉県本庄市児玉町児玉2256



株式会社ナック 研究
本社・水戸研究所 技術部
〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地
技術管理者 田仲 睦



令和3年3月2日 ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名※	横浜倉庫(株) クリクラ綾瀬プラント 製品水
採取場所※	—
採取日時※	令和3年3月1日 9時00分
採取者※	—

測定日時	令和3年3月2日 11時39分
------	-----------------

測 定 項 目		測 定 結 果	検出下限値	基 準 値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.6	－	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-134	検出されず	<0.8	10	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	<0.9		Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

- ・測定機器: ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-C
- ・測定者: 鈴木 潤
- ・試料容器: 2 Lマリネリ容器
- ・試料質量: 2000 g
- ・測定時間: 1200秒
- ・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法 (I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

※:記載事項はご依頼者の提供によるものです。

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2020.11.26

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

この放射能測定結果報告書は、ISO/IEC17025に基づき、日本適合性認定協会(JAB)に認定された試験所が発行したものです。

試験成績書

成績書番号 NS051065-01Z-001 号

2021 年 3 月 2 日

株式会社コンビボックス
クリクラノースランド事業部 福島須賀川工場 様



事業者名 ユーロフィン日本総研株式会社
福島分析センター
住 所 〒960-1108 福島県福島市成川字上谷地1-1
TEL (024) 545-3032(代) FAX (024) 545-3033



発行権限者 放射能分析グループ スーパーバイザー 齋藤 利裕



※ 依頼者名	株式会社コンビボックス クリクラノースランド事業部 福島須賀川工場		
※ 依頼者住所	福島県須賀川市牛袋町123-2株式会社コンビボックス クリクラノースランド事業部 福島須賀川工場		
※ 試料名	クリクラ製品水	※ 媒体	飲料水
※ 採取場所	福島県須賀川市牛袋町123-2	※ 採取方法	-
※ 採取者名	小松 祐貴	※ 採取状況	天候前日 - 当日 -
※ 採取日時	2021 年 3 月 1 日 14 時 56 分		
受付年月日	2021 年 3 月 2 日	試料受付方法	持ち込み
測定日時	2021 年 3 月 2 日 10 時 05 分	※ 減衰補正	なし
測定内容	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー	装置形式	セイコーEG&G社製 ゲルマニウム半導体検出器GEM20-70
測定条件	容器: 2Lマリネリ容器	充填の高さ: -	試料量: 1.95kg 測定時間: 5000秒
分析期間	2021 年 3 月 2 日 ~ 2021 年 3 月 2 日		
業務件名	-		
測定方法	平成24年3月 厚生労働省「食品中の放射性物質の試験法について」別添 食品中の放射性セシウム検査法 平成14年3月 厚生労働省「緊急時における食品の放射能測定方法マニュアル」第2章 2		
※ 特記事項			

※ 依頼者のお申し出により記入致しました。 ※ 追加の情報、方法への追加又は方法からの逸脱若しくは除外がある場合はこの欄に記載する

御依頼を受けました上記試料について試験した結果を下記のとおり証明します。

測定項目	エネルギー keV	半減期	試験の結果 Bq/kg	検出下限値 Bq/kg
放射性ヨウ素(I-131)	364.48	8.04日	検出下限以下	0.40
放射性セシウム(Cs-134)	604.66	2.06年	検出下限以下	0.36
放射性セシウム(Cs-137)	661.64	30.2年	検出下限以下	0.38
以下余白				

備考	検出下限値はcooperの方法により算出した。 試験の結果は上記測定品目のみに関するものである。 弊社の書面による承認がない限り、試験成績書の一部分だけを複製してはならない。
----	--

放射能測定結果報告書

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿
埼玉県本庄市児玉町児玉2256



株式会社ナック 化研
本社・水戸研究所 技術部
〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地
技術管理者 田仲 睦



令和3年3月2日 ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名※	横浜倉庫(株) クリクラ品川プラント 製品水
採取場所※	-
採取日時※	令和3年3月1日 7時48分
採取者※	-

測定日時	令和3年3月2日 11時39分
------	-----------------

測定項目		測定結果	検出下限値	基準値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.9	-	Bq/kg
	Cs-134	検出されず	<0.7	10	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	<0.7		Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

- ・測定機器: ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-D
- ・測定者: 鈴木 潤
- ・試料容器: 2 Lマリネリ容器
- ・試料質量: 2000 g
- ・測定時間: 1200秒
- ・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」
(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法 (I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル
(平成14年3月 厚生労働省)
第2章 食品中の放射能の各種分析法
2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法
(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法
(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

※:記載事項はご依頼者の提供によるものです。

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2020.11.26

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複製して用いることは、禁止されています。

この放射能測定結果報告書は、ISO/IEC17025に基づき、日本適合性認定協会(JAB)に認定された試験所が発行したものです。

放射能測定結果報告書

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿
埼玉県本庄市児玉町児玉2256



株式会社 化研
本社・水戸研究所 技術部
〒310-0903 茨城県水戸市堀町1044番地
技術管理者 田仲 睦



令和3年3月3日 ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名※	横浜倉庫㈱ クリクラ鈴繁ブランド 製品水
採取場所※	-
採取日時※	令和3年3月2日 9時33分
採取者※	-

測定日時	令和3年3月3日 10時20分
------	-----------------

測定項目	測定結果	検出下限値	基準値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	＜0.6	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-134	検出されず	＜0.8	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	＜0.9	Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

- ・測定機器: ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-C
- ・測定者: 鈴木 潤
- ・試料容器: 2 Lマリネリ容器
- ・試料質量: 2000 g
- ・測定時間: 1200秒
- ・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法 (I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

※:記載事項はご依頼者の提供によるものです。

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2020.11.26

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

この放射能測定結果報告書は、ISO/IEC17025に基づき、日本適合性認定協会(JAB)に認定された試験所が発行したものです。